

管理運営委員会用緊急時対応マニュアル

仙台市立田子中学校施設開放管理運営委員会

1 利用者のけが及び事故発生時

(1) 監督者からの報告を受ける際の確認事項

- ①事故発生の状況
- ②けがの程度
- ③けが人（保護者等）の連絡先
- ④搬送先の医療機関

(2) 管理運営委員長への連絡 田子中（254-2684） → 委員長

(3) 仙台市教育委員会への連絡 生涯学習課生涯学習係（214-8887）

(4) けが・事故の原因の分析と反省

(5) 安全管理体制の見直し

2 建物や備品の破損発生時

(1) 監督者からの報告を受ける際の確認事項

- ①事故発生状況及び現場の破損状況
- ②破損者の連絡先

(2) 管理運営委員長への連絡 田子中（254-2684） → 委員長

(3) 弁償等の対応の協議

(4) 仙台市教育委員会（担当課）への連絡（必要なとき）

※1 備品の弁償等の対応は、管理運営委員会が窓口となり、責任を持って行うこと（原状回復が不可能な場合には、学事課教具係【214-8862】と相談すること）。

※2 備品以外の破損については、仙台市教育委員会の担当課と相談すること（担当課については事務担当者に相談すること）。

(5) 事故原因の分析と反省

3 不審者の侵入時

(1) 管理指導員からの報告を受ける際の確認事項

- ①利用者の安全確保の状況
- ②現在の状況
- ③不審者侵入時の状況
- ④警察への連絡の有無

(2) 管理運営委員長への連絡 田子中（254-2684） → 委員長

(3) 仙台市教育委員会への連絡 生涯学習課生涯学習係（214-8887）

(4) 警察への対応

(5) 安全管理体制の見直し